

事 務 連 絡
平成26年9月9日

各大学共同利用機関法人
中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省研究振興局学術機関課長
木 村 直 樹

「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条において、文部科学大臣は、大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。

これに先立って、今般、大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関し、国立大学法人評価委員会において専門的な観点から議論をいただき、別添資料（「視点」）がとりまとめられましたので送付いたします。

また、今後、文部科学省において「視点」を踏まえ組織及び業務全般の見直し内容を作成し、平成27年6月を目途に各法人にお示しする予定ですので、念のため申し添えます。

なお、「視点」の内容に関連し、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において、共同利用・共同研究体制の強化に向けた大学共同利用機関の在り方の検討が行われておりますので、その検討状況についても、引き続き御留意のほどお願いいたします。

本件については、別途、説明の機会を予定しておりますので、詳細が決まり次第、追って御連絡をいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省 研究振興局 学術機関課
TEL 03-6734-4301 (ダイヤル)

(参考)

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法第35条

第35条 主務大臣（※文部科学大臣）は、独立行政法人（※国立大学法人）の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（※国立大学法人）の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣（※文部科学大臣）は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会（※国立大学法人評価委員会）の意見を聴かなければならない。

3 審議会（※総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の（※国立大学法人）中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（※国立大学法人）の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣（※文部科学大臣）に勧告することができる。

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点

文部科学大臣が第2期中期目標期間終了時に行う組織及び業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、各大学共同利用機関法人が行う第3期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとして、以下の視点を挙げるることができるのではないかと。

1. 見直しの基本的な方向性

- 大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が機構を構成したメリットを活かし、機構としての一体的な運営を進め、一定の成果を上げてきた。一方で、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として、共同利用・共同研究機能の更なる向上を図るとともに、新たな学問領域の創成に向けて従来の学問分野を越えた取組を一層推進することが今後の課題である。
- このため、各機構においては、「国立大学改革プラン」（平成25年11月）や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大学共同利用機関としての役割をそれぞれ果たすため、業務の見直しを通じ、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に資する観点から機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、機構本部のイニシアティブにより、機構として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。
- 機構として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。
- 第2期中期目標・中期計画の策定の際には、各機構の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになるよう、また、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、数値目標等を盛り込んだ具体的なものとするよう求めていたが、実際には、抽象的、定性的な記述が少なくない状況であった。このため、第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各機構が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

2. 組織の見直しに関する視点

- 各機構においては、国立大学改革の動向を踏まえつつ、「ミッションの再定義」に基づいた速やかな組織改革が必要ではないか。その際、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、機構の枠組みにとらわれない体制整備や、組織の再編等を行うことで新たな研究組織を整備するなど、機構の組織等の在り方を検討することが必要ではないか。また、同様に、各大学共同利用機関についても、今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要ではないか。
- これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立し、柔軟かつ機動的な組織改革を実施すべきではないか。

3. 業務全般の見直しに関する視点

(1) 教育研究等の質の向上

- 共同利用・共同研究機能を一層高め、異分野融合・新分野創成を促す観点から、「ミッションの再定義」や大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実を図ることが必要ではないか。
- 多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的な研究環境の整備を推進すること、また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることが必要ではないか。
- 新たな学問領域の創成に資するとともに、上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大することが必要ではないか。
- 学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていくことが必要ではないか。
- 各大学の強みや専門性を生かした研究を支援する観点から、研究者個人による連携だけでなく大学等との協定等に基づき、大学共同利用機関が中核となって共同利用・共同研究拠点を有する大学等と組織的な双方向連携による共同研究に取り組むことを、大学共同利用機関の中核的な機能として位置づけること

が必要ではないか。

- 大学共同利用機関が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する総合研究大学院大学及び各大学等との組織的な双方向連携による教育活動を一層進めることが必要ではないか。
- 急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出のため、国境を越えた共同研究等を行うことが必要ではないか。
- 人文社会科学を含む様々な分野における最先端の研究成果や活用可能なコンテンツについて、産業界等と連携を図るなど、それらを応用することにより、イノベーションの創出に向けた取組が必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 機構長のリーダーシップの下で機構の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、機構長を補佐する体制の強化を図ることが必要ではないか。
- 研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくことが必要ではないか。
- 監事が、財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や機構内部の意思決定システムをはじめとした機構のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化を図ることが必要ではないか。
- 優秀な若手・外国人の増員や研究者の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築することが必要ではないか。
- 外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、一般管理費比率の抑制等、財務に関する各機構の更なる努力が必要ではないか。
- 効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立を図っていくことが必要ではないか。

- 効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組が必要ではないか。
- グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行うことが必要ではないか。
- 保有資産の不断の見直しに努めることが必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各機構の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信することが必要ではないか。
- 放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組が必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化が必要ではないか。
- 研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を整備することが必要ではないか。